

6 あさぎり町免田永才運動公園

(1) 体育活動を目的として使用する場合は、無料とする。

(2) 上記以外を目的として使用する場合(1日につき)

ア 営利事業に使用しない場合 5,400円

イ 営利事業に使用する場合

(3) 入場料を徴収しない場合 21,600円

(4) 入場料を徴収する場合

(5) 入場料(入場税を含む。)

ア 100円以下の場合 6,940円

イ 100円以上500円未満 43,200円

ウ 500円以上 64,800円

備考

1 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。

2 1日未満は、1日とみなす。

3 会場準備のための使用は、各区分の使用料に準ずる。

4 器具その他設備のための外部からの持込みは、以前に許可を要する。

5 設備外電気器具使用は、実費相当額を徴収する。